第二百六十四条　削除

（諫早湾干拓開門事務所）

第二百六十四条　国営の諫早湾干拓事業によって造成された諫早湾干拓地潮受堤防の排水門の開門を行うために必要な工事（以下「開門工事」という。）、当該開門が環境に及ぼす影響に関する調査及び評価並びに当該事業又は開門工事によって造成された施設（これらの施設以外の施設で当該開門に際して操作及び保守が必要となるものを含む。）の操作及び保守に関する事務を分掌させるため、九州農政局に、諫早湾干拓開門事務所を置く。

2　諫早湾干拓開門事務所に、次長二人を置く。

3　次長は、所長を助け、諫早湾干拓開門事務所の事務を整理する。

4　諫早湾干拓開門事務所に、次の四課及び技術専門官二人を置く。

庶務課
調査設計課
工事課
施設管理課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、調査設計課は開門工事の実施に関する調査、計画及び調整に関する事務、開門工事の設計基準及び工種別実施設計の作成に関する事務並びに第一項の調査及び評価に関する事務を、工事課は開門工事の実施に関する事務を、施設管理課は同項の施設の操作及び保守に関する事務をつかさどる。

6　技術専門官は、命を受けて、開門工事、第一項の調査及び評価並びに同項の施設の操作及び保守に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（西北陸土地改良調査管理事務所）

第二百七十四条　（略）

2～12　（略）

13　西北陸土地改良調査管理事務所に、射水平野支所及び早月川支所を置く。

（北部九州土地改良調査管理事務所）

第二百八十二条　（略）

2　北部九州土地改良調査管理事務所に、次長四人を置く。

3　（略）

4　北部九州土地改良調査管理事務所に、次の七課及び筑後川下流福岡農業水利事業建設所並びに企画情報管理官一人、水利調整専門官一人、調査計画専門官一人、環境調査専門官一人、権利保全対策官一人、保全整備専門官二人、環境保全専門官二人及び用地調整官一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課
環境調整課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、保全計画課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課及び環境調整課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業に

13　西北陸土地改良調査管理事務所に、射水平野支所を置く。

（北部九州土地改良調査管理事務所）

第二百八十二条　（略）

2　北部九州土地改良調査管理事務所に、次長二人を置く。

3　（略）

4　北部九州土地改良調査管理事務所に、次の六課及び筑後川下流福岡農業水利事業建設所並びに企画情報管理官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官、保全整備専門官及び用地調整官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、保全計画課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課及び環境調整課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成され

（西北陸土地改良調査管理事務所）

第二百七十四条　（略）

2～12　（略）